

「土場川ほ第75号委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和6年11月25日

上北地域県民局長

記

1 業務名

土場川ほ第75号委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、県営土場川地区経営体育成基盤整備事業の工事請負設計書作成に使用する区画整理の修正設計を行うものである。

(2) 概要

設計業務 ほ場整備修正設計 A=0.7ha

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

上北地域県民局地域農林水産部

TEL:0176-23-5318 FAX:0176-23-5247

担当：農道ほ場整備課 阿保、高山

土場川県第 75 号委託 応募要領

1 業務名

土場川県第 75 号委託

2 業務の目的

本業務は、県営土場川地区経営体育成基盤整備事業の工事請負設計書作成に使用する区画整理の修正設計を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和 7 年 3 月 21 日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和 58 年 2 月青森県規則第 6 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる業種について、同規則第 5 条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）等に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

(2) 提出期間

令和6年11月26日(火)から令和6年12月5日(木)まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績(企画提案書様式2)

前年度から過去10年間における本業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書(積算内訳)(企画提案書様式4)

本業務に係る見積書(積算内訳)を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。(提出期間内に必着のこと。)

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和6年11月26日(火)から令和6年12月9日(月)まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性(別添資料参照)

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性(見積書による。)

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和6年12月13日(金)までに通知(様式第3号)する。

(3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日(以下「休日等」という。))を除く。)以内に上北地域県民局長に対し、契約候補者に特定さ

れなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

TEL:0176-23-5318 FAX:0176-23-5247

担当：農道ほ場整備課 阿保、高山

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 上北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、上北地域県民局長が継承するものとする。
- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和6年12月5日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、2,761千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が整い次第、上北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

TEL:0176-23-5318 FAX:0176-23-5247

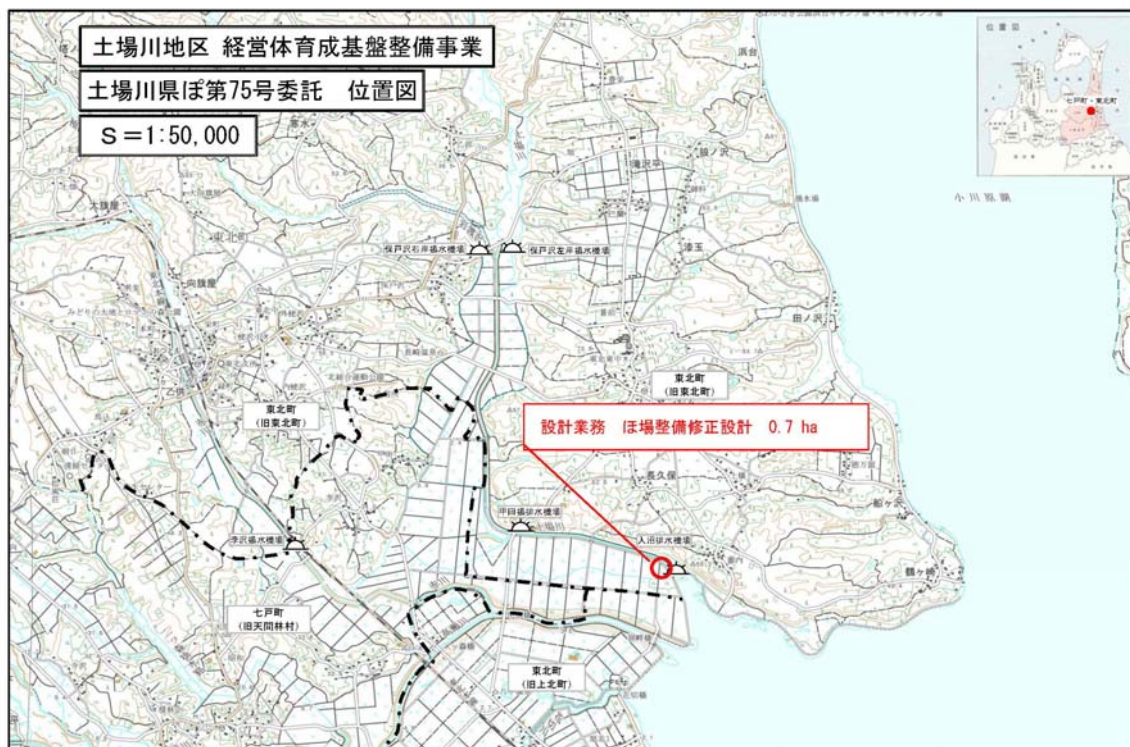
担当：農道ほ場整備課 阿保、高山

(別添資料)

本地区の概要等

1 本業務場所は下記のとおり。

(1) 位置図 (土場川地区)



この地図は、国土地理院発行の5万分の1の地形図を使用したものである

2 本業務の特記仕様書は、下記のとおりである。

業務番号 上県局農水 (整委) 第32号

業務名 土場川県ぼ第75号委託

業務場所 上北郡東北町字間手場地内

業務期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日まで

設計・調査 業務特記仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 本業務は、「地質・土質調査業務共通仕様書」、「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び青森県農林部制定の「青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル」(以下「マニュアル」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、県営土場川地区経営体育成基盤整備事業で実施する区画整理の修正設計を行うものである。

(業務場所)

第1-3条 業務場所は、上北郡東北町字間手場地内で、別添位置図に示すとおりである。

(業務概要)

第1-4条 業務の概要は、「別表1」に示すとおりである。

(管理技術者)

第1-5条 管理技術者は、技術士(農業部門：農業土木または農業農村工学)、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー(農業土木部門)のいずれかの資格を有する者であること。

第2章 設計業務

(適用する技術基準等)

第2-1条 適用する技術基準等は、「土地改良事業設計基準・計画「ほ場整備(水田)」及び土地改良事業設計基準・計画「暗きょ排水」を優先して適用するものとする。

(設計条件)

第2-2条 設計業務における設計条件は、「別表3」に示すとおりである。

(設計業務内容)

第2-3条 設計業務の内容は、別添「積算数量表」のとおりであり、作業項目は「別表4」に示すとおりである。

(設計業務の留意点)

第2-4条 設計業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1 設計に当たっては、事業制度を十分理解し、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 環境との調和に配慮した事業の施行とするため、事業実施により想定される環境影響を調査及び整理し環境配慮対策について検討すること。
(土地改良法第1条第2項)
- 3 設計に当たって使用した理論、公式、文献等及びページは、報告書に明示するものとする。
- 4 計算過程は省略してはならない。
- 5 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図に記入するものとする。
- 6 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について、事前に調査職員へ説明するものとする。
- 7 設計に当たり、河川管理者など関係機関との協議は、原則として業務期間内に終え、設計に反映させること。また、協議に当たっては、設計根拠等を整理した協議資料及び図面等を作成するものとする。
- 8 機場予定管理者である土地改良区の意見を反映させるため、施設管理方法等の重要事項については、土地改良区と協議・調整を行うこと。
- 9 数量計算は、「土地改良工事数量算出要領(案)」により行うものとし、算出した結果は「工事工種の体系化」に基づき、工種別、区間別に取りまとめるものとする。なお、算出要領(案)及び工事工種の体系化は、農林水産省ホームページからダウンロードできる。

~~—(照査技術者)—~~

~~第2-5条 1 本業務においては、契約書に規定する照査技術者を配置しなければならない。~~

資 格	技 術 部 門	選 択 科 目
技術士	農 業	農業土木または農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

~~2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(農林水産省制定。農林水産省ホームページからダウンロードできる。以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。~~

~~3 「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、報告書に含めて提出するものとする。~~

~~4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。~~

第3章—地質調査業務

—(地質調査業務内容)—

第3-1条—地質調査業務の内容は、別添「積算数量表」のとおりである。

—(地質調査業務の留意点)—

第3-2条—地質調査業務の実施に当たり留意する点は、次のとおりである。

- 1—作業実施の順序、方法等は調査職員と緊密な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2—共通仕様書、参考文献貸与資料で相互に矛盾がある場合や、字句の解釈に疑義の生じた場合は調査職員の指示を受けるものとする。
- 3—機械ボーリングは、調査職員と協議のうえ調査場所及び調査深度等を決定すること。
- 4—本調査にあたり、交通事故等を防止するための必要な措置を講じるとともに、第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において措置するものとする。

第4章 参考図書・貸与品・打合せ・成果物

(参考図書)

第4-1条 設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか、次によるものとする。

名 称	編集・著書・発行所	制定（改訂）年月
設計業務照査の手引き	青森県農村整備課	H21年4月改正
土地改良事業標準設計（ほ場整備）	青森県農村整備課	H3年3月改定

(貸与品等)

第4-2条 貸与品は、「別表5」に示すとおりである。貸与後は必要事項をコピー等し、速やかに返却すること。

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第4-3条 前条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議する。
- 2 参考図書は設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改定された場合には、調査職員と協議する。
- 3 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(打合せ)

第4-4条 打合せ時期及び回数等は、「別表6」に示すとおりであり、打ち合せ書はその都度取り交わすものとする。

(成果物)

第4-5条 提出すべき成果物は、「別表7」に示すとおりである。

(成果物の装丁等)

第4-6条 成果物の装丁等は、下記によるものとする。

- 1 業務報告書は、できるだけ分冊を避けること。
- 2 装丁等の詳細は、「標準化」の第1章設計業務報告書標準様式によるものとし、必要に応じて工種・路線名を明記すること。
- 3 受注者は、「青森県電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データにより、成果品を提出するものとする。なお、ガイドラインで特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- 4 提出先は、上北地域県民局地域農林水産部（十和田市西二番町10-21）とする。

第5章 その他

(電子納品業務)

第5-1条 本業務は、電子納品業務であり、下記によるものとする。

- 1 電子納品対象は、報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「デジタル写真管理情報基準（案）」、「CAD製図基準（案）」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。
- 2 成果品の電子媒体は、正・副それぞれに同様のものを添付すること。
- 3 国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<http://www.nilim-ed.jp>】よりダウンロードできる。
- 4 「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課ホームページ【<http://www.pref.aomori.lg.jp/skikaku/index.html>】の「CAL/EC」のページよりダウンロードできる。

(積算内訳書)

第5-2条 積算内訳書は別添「積算数量表」に基づき作成すること。なお積算に当たっては「積算参考資料」を参照のこと。

なお、積算における個別補正内容は「別表8」に示すとおりである。

別表1 業務概要

項 目	内 容
設計業務	ほ場整備修正設計 A = 0.7 ha

別表2 測量作業項目

作 業 項 目	数 量	備 考
なし		

別表3 設計条件

項 目	内 容
設計基本条件	
1 区画計画	標準耕区 100m×50m、100m×100m
2 道路計画	※ 支線道路 有効幅員4.0m、全幅員5.0m
3 用水計画	開水路方式
	赤川幹線用水路 代掻期最大粗用水量 0.340m ³ /s
	普通期最大粗用水量 0.221m ³ /s
	甲田幹線用水路 代掻期最大粗用水量 1.089m ³ /s
	普通期最大粗用水量 0.707m ³ /s
	李沢用水路 代掻期最大粗用水量 0.025m ³ /s
	普通期最大粗用水量 0.017m ³ /s
4 排水計画	開水路方式
	計画基準雨量 (1/10) 133.9mm/day

別表4 設計作業項目

作 業 項 目	数 量	備 考
実施設計 ほ場整備	一式	
1. 3-3 計画平面図作成	〃	
2. 3-4 面積算定	〃	
3. 3-5 道路用排水路縦断計画	〃	
4. 3-8-1 用水路水理計算	〃	
5. 3-10 排水路水理計算	〃	

6. 4-3 整地計算	〃	
7. 4-5 施設設計数量計算	〃	
8. 12 概算工事費積算	〃	
9. 14 点検取りまとめ	〃	

別表5 貸与品

貸与資料名	部数	備考
令和元年度 上県局農水（整委）第49号 土場川県ぽ第31号委託報告書	1部	

別表6 打合せ

業務	作業段階	回数	内 容
設計業務	業務着手前	1回	・ 業務の基本的事項及び設計方針等の概略について打合せる。
	中間打合せ	1回	・ 実施設計の細部条件、構造細目等について打合せる。
設計業務	報告書原稿作成段階	1回	・ 成果物の取りまとめ方について打合せる。 ・ 管理技術者は必ず同席すること。

別表7 成果物

成果品名	内 容	規 格	部数
業務報告書	設計業務報告書	A-4	2部
図面	計画平面図・標準断面図・構造図 他	A-1（A-4基本折） A-3（縮小版）	2部 1部
電子媒体	業務報告書及び図面データ	CD-R 又は DVD-R	正副各 1部
<p>※ 装丁はチューブファイルとし、マイラー原図の提出は要しない。 ※ 業務報告書は可能な限りMicrosoft Word・Excel形式で作成すること。</p>			

別表8 補正内容

項目	内容	補正率
設計業務		
3-3 計画平面図作成	基本設計業務の成果が活用可能なため補正	0.50

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1~3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有している、又はこれと同等の能力と経験を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士（農業部門：農業土木又は農業農村工学）	7点
	②RCCM（農業土木部門）、農業土木技術管理士	4点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
①過去5年間で3件以上の経験あり	7点	
②過去5年間で1件以上の経験あり	4点	
③上記以外	0点	
(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況		
①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6点	
②上記以外	0点	
30点×技術力評価得点／技術力評価満点		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	
合計 (100点)		
		点

(様式第1号)

番 号
年 月 日

上北地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「土場川県ほ第75号委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

上北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「土場川県ほ第75号委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1部

(担当者)
所属/部署
氏名
電話/FAX
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

上北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「土場川県ぽ第 75 号委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知いたします。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話／FAX

E-mail

(企画提案書様式2)

過去 10 年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 事業名が同じで手法が確立されている実施設計業務。
- ② 事業名は違うが手法等が本事業と同様と認められる実施設計業務。
- ③ それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏名	役職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏名	所属・役職	業務名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏名	団体名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定技術管理者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続教育制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(別紙1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2年 90 ユニット／3年 120 ユニット／4年 150 ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年